

国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について（抄）

〔平成 24 年 8 月 7 日〕  
閣 議 決 定

- 1 官民の支給水準の均衡を図るために退職手当法上設けられている「調整率」を次表のとおり、段階的に引き下げる。調整率は、退職理由及び勤続年数にかかわらず、全ての退職者に適用する。

<期 間>	<調整率>
現行	104/100
平成 25 年 1 月 1 日 ～平成 25 年 9 月 30 日	98/100
平成 25 年 10 月 1 日 ～平成 26 年 6 月 30 日	92/100
平成 26 年 7 月 1 日以降	87/100

（参考）

上記の「現行」は、勤続 20 年以上定年退職者等に限定して適用。